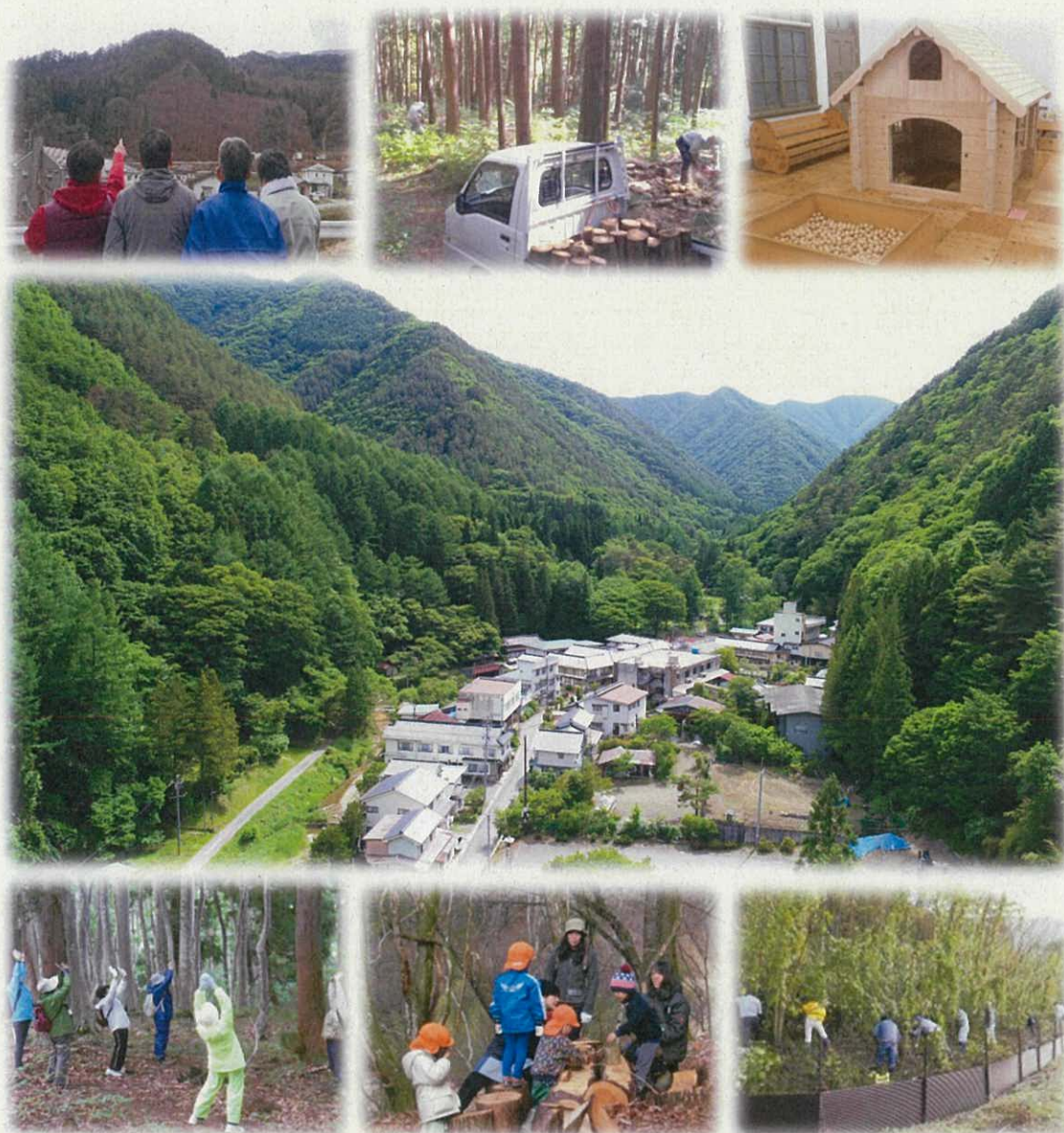


平成 31 年度 森林づくり県民税について

～事業の内容及び目標～



平成 31 年 3 月
長野県

平成 30 年度以降の森林づくり県民税の仕組み

平成 30 年度以降の森林づくり県民税については、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（平成 29 年 11 月公表）」に基づき、適正かつ有効な事業推進に努めてまいります。

1 用途（森林づくり県民税活用事業）

- ① 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備
 防災・減災の観点での里山の森林整備や河畔林の整備、里山整備利用地域制度を活用した住民協働による里山の整備
- ② 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用
 児童センターなどの子どもの居場所や、観光地における道路等の公共サインなどの木質化、里山資源の新利用や松くい虫被害木を活用するための仕組みづくり
- ③ 森林づくりに関わる人材の育成
 森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや多くの関係者をコーディネートする人材等の育成等
- ④ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用
 学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用
- ⑤ 市町村に対する財政調整的視点での支援
 財政調整を図るための制度として、市町村が地域固有の重要課題に対応
- ⑥ 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証
 森林づくりに関する普及啓発、企業等との連携による森林づくり、森林税の評価・検証

2 税の仕組み（森林づくり県民税活用事業）

課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式				
	個人		法人		
納税義務者	県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 109 万人		県内に事務所等を有する法人 約 5 万 1 千法人		
超過税額	年額：500 円		年額：現行の均等割額の 5%相当額		
税込規模	区分 年間 (平年度)	個人 約 5.5 億円	法人 約 1.2 億円	計 約 6.7 億円	※平成 29 年度の森林税収入見込みを基準に試算。
実施期間	平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間（税導入の効果等を総合的に検証し、5 年後に見直しを実施） （個人）平成 30 年度分から平成 34 年度分まで （法人）平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分				
管理方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。 ・ 森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、副知事を会長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行います。 				

※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方（県民の約半数）が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方

ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方

森林づくり県民税活用事業 平成31年度当初予算 総括表 (上小地域の計画 赤字)

単位:千円

区分	平成31年度実施予定の内容	平成31年度 当初予算額	備考
1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備			
拡充 防災・減災のための里山等の整備事業	「防災・減災」の観点から、必要性が高い森林の整備、危険木の伐採及び河畔林の整備を推進します。	27,157 375,600	【建設部(一部)】
県民協働による里山の整備・利用事業	「里山整備利用地域」における地域住民等の主体的な参画により、薪利用や森林を活用した教育活動など、里山の整備・利活用を推進します。	6,625 112,550	
地域で進める里山集約化事業	間伐事業実施地の森林所有者の合意形成や所有者の境界を明確化する取組を支援します。	75 8,000	
小計		33,857 496,150	
2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用			
地消地産による木の香る暮らしづくり事業	観光地における県産材公共サインの作成や「子どもの居場所」の木造・木質化など、県産材利用の取組を実施します。	157 42,300	
薪によるエネルギーの地消地産推進事業	身近な里山資源である「薪」を継続的に利用する仕組みを構築します。	0 3,750	
松くい虫枯損木利活用事業	松くい虫被害木を木質バイオマス発電の燃料(チップ)に資源化して利活用する仕組みを構築します。	1,800 18,000	
小計		1,957 64,050	
3 森林づくりに関わる人材の育成			
里山整備利用地域リーダー育成事業	里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、里山を維持管理する人材を育成します。	2,611	
一部新 多様な森林体験を促進する人材の育成・活用	森林セラピーガイドの育成等を通じて、森林セラピーの利用を促進し、セラピー基地等の魅力向上への取組を推進します。	4,137	【環境部(一部)】
新 自然教育・野外教育推進事業	モデル校において自然教育・野外教育プログラムの実践・検証を行い、成果の普及を図ります。	1,163	【教育委員会】
小計		7,911	
4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用			
森林の教育利用の推進	学校林や「信州やまほいく認定園」のフィールド整備等を行い、森林を活用した教育や子育ての取組を支援します。	90 23,300	【県民文化部(一部)】
まちなかの緑地整備事業	市街地における木々に親しめる緑地の整備を集中的に推進します。また、整備された緑地での地域住民等による緑育・緑化活動につなげます。	0 5,750	【建設部】
観光地における景観形成のための森林等の整備	観光地の魅力向上のため、地域の景観に合致した街路樹の整備や森林の景観整備を推進します。	0 55,000	【建設部(一部)】
森林セラピー推進支援事業(施設整備支援)	施設整備等を通じて、森林セラピーの利用を促進し、セラピー基地等の魅力向上への取組を推進します。	0 35,844	
小計		90 119,894	
5 市町村に対する財政調整的視点での支援			
森林づくり推進支援金	森林に関する様々な課題解決のための市町村の取組を支援します。	7,605 90,000	
小計		7,605 90,000	
6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証			
森林税の普及啓発、評価・検証	森林づくりの広報・普及啓発、企業との連携、税活用事業の評価・検証を行います。	406 11,944	
小計		406 11,944	
合計		43,915 789,949	

【再掲】

林務部所管事業	30,265 613,539
林務部以外所管事業	13,650 176,410

森林づくり県民税活用事業 平成31年度当初予算一覧 (上小地域の計画赤字)

単位:千円

区分	平成31年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算額
1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備			
拡充 防災・減災のための里山等の整備	<p>【みんなで支える里山整備事業】(218,400千円) 「防災・減災」の観点から、未整備の里山のうち、科学的知見等を活用して優先的に整備が必要な箇所の間伐の推進とライフラインへ倒木の恐れがある危険木及び枯損木の処理を支援します。 ・事業主体 市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等 ・補助率 9/10 ・里山整備面積 625ha ・ライフラインの保全 18箇所</p> <p>【里山整備方針作成事業】(14,700千円) 森林づくり県民税を活用した「防災・減災」及び「住民等の利活用」のための里山の整備を進めるため、航空レーザ測量の成果等を活用して危険性が高い箇所を絞り込み、優先整備箇所の特定、図面化をすることにより、森林づくり県民税の効果的な活用と取組の見える化を図ります。 ・事業主体 市町村、森林整備協議会等 ・補助率 10/10 ・里山整備方針作成数 70箇所(旧市町村数)</p> <p>【道路への倒木防止事業(危険木の伐採)】【建設部】(30,000千円) 県管理道路の区域外(山林)から道路へ倒木の恐れがある危険木が多く確認される箇所のうち、防災効果が高い箇所の危険木伐採を集中的に実施します。 ・事業主体 県 ・危険木の伐採 8箇所</p> <p>【河畔林整備事業】【建設部】(112,500千円) 県が管理する一級河川の区域外(民地)の河畔林及び市町村が管理する準用河川区域とその周辺の河畔林のうち、防災効果が高い箇所の整備を推進します。 ・事業主体 県、市町村 ・補助率 9/10 ・県管理河川の整備箇所 9箇所 ・市町村管理河川の整備箇所 15箇所</p>	<p>「防災・減災」のための里山の整備や河畔林の整備を優先的に進めるとともに、実施箇所を明示して成果の見える化を推進することで、災害に強い森林づくり等の機運を高め、森林整備意欲の喚起を図ります。</p>	<p>27,157 375,600</p>
県民協働による里山の整備・利用	<p>【みんなで支える里山整備事業】(68,150千円) 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、住民協働による里山の整備を促進するとともに、多面的な森林資源の利活用を進めることで、自立的・持続的な森林管理の構築を図ります。 ・事業主体 市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等 ・補助率 9/10 ・里山整備利用地域の認定 150地域(2022年度) ・里山整備面積 225ha</p> <p>【里山整備利用地域活動推進事業】(18,050千円) 地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民による里山整備利用推進協議会の立ち上げ及び里山整備利用地域活動計画の作成等を支援します。 ・事業主体 里山整備利用推進協議会 ・補助率 10/10 ・里山整備利用地域の認定数 52地域</p> <p>【里山資源利活用推進事業】(26,350千円) 里山の資源を有効に活用し地域に還元する仕組みづくりを進めるため、自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資材の導入等を支援します。 ・事業主体 里山整備利用推進協議会 ・補助率 3/4 ・里山整備利用地域の認定数 52地域</p>	<p>「里山整備利用地域」に認定することで継続的な取組を担保するとともに、立ち上げ段階での活動主体の組織化や地域活動、資機材の導入等の支援を行うことで、その活動を軌道に乗せ、自立的な活動を促します。</p> <p>また、里山整備利用地域の取組に関する広報や研修会などを通じて、他地域への波及を図ります。</p> <p>さらに、継続性を確保するため、地域の林業技術者の活用や里山の多面的な価値の創造によるビジネスモデルづくりを促進します。</p>	<p>6,625 112,550</p>
地域で進める里山集約化事業	<p>小規模個人有林、不在村者所有森林等が多い里山の森林整備を推進するため、間伐事業実施地の森林所有者の合意形成や、所有者の境界を明確化する取組を支援します。 ・事業主体 自治会組織、林業事業者等 ・補助率 定額 ・集約化面積 500ha</p>	<p>所有者の特定や所有境界を明確にすることで、森林整備を進めるとともに、整備後の地域の森林管理に繋がります。</p>	<p>75 8,000</p>
小計			<p>33,857 496,150</p>

区分	平成31年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算額
2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用			
地消地産による木の香る暮らしづくり事業	県産材に囲まれた地域づくり及び未来における県産材利用者づくりを推進するため、観光地等における県産材公共サインの作成や児童センター等の「子どもの居場所」の木造・木質化、子どもが行う木工体験活動などの本県独自の県産材利用の取組を実施する。 県産材公共サインについては、観光地の魅力向上や県産材の活用促進の観点から、H30年度に作成した基本デザインに即したサインの整備を促進する。 ・事業主体 県、市町村、公共的団体等 ・補助率 1/2、3/4 ・県産材公共サインの作成 ・子どもの居場所木造・木質化等 5箇所 ・木の調度品、おもちゃ等の設置 30箇所 ・木工コンクール応募者数 5,500人/年(2022年度)	・県産材公共サインについては、波及効果・モデル性等を配慮し、関係部局と連携して設置場所等を検討するなど、県内の魅力ある観光地づくりを促進するとともに、県産材のPR強化に向けて取り組みます。 ・木造・木質化等については、県産材利用のモデル性の高い施設等の整備を採択し、発表会やHP等により、他施設の木造・木質化への波及を図るとともに、消費者ニーズや商品等の改善点を生産者にフィードバックし、県産材製品の開発、販売先拡大等につなげます。	157 42,300
薪によるエネルギーの地消地産推進事業	里山の自立的・持続的な維持管理を図るため、身近な里山資源である「薪」を継続的に利用する仕組みを構築します。 ・事業主体 市町村、公共的団体等 ・補助率 3/4 ・薪流通の仕組み構築モデル 2件	第2期の「信州の木活用モデル地域支援事業」の成果を踏まえ、課題の解決につながる持続性・発展性を持つ事業採択を行うとともに、事業の実施を通じて構築された仕組み等の発表会やマニュアル等を通じて他地域への普及を図ります。	0 3,750
松くい虫枯損木利活用事業	山林に放置され、有効活用されていない松くい虫被害木を有効活用し、地域が主体となって行う松くい虫被害木駆除の更なる取組を推進するため、松くい虫被害木を木質バイオマス発電の燃料(チップ)に資源化して利活用する取組等を支援します。 ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10 ・取組を行う市町村数 10市町村	公共施設へのチップボイラー導入を見据えた自給体制の構築を図るとともに、事業の実施を通じて構築された仕組み等の発表会やマニュアル等を通じて、他地域への普及を図ります。	1,800 18,000
小計			1,957 64,050
3 森林づくりに関わる人材の育成			
里山整備利用地域リーダー育成事業	持続的に地域の森林を適正に管理していく体制構築のため、里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、地域の里山を維持管理する人材を育成します。 ・事業主体:県 ・育成する地域リーダーの人数 150人(2022年度) ・育成する里山維持管理人材の人数 4,500人(2022年度)	山村ビジネスにもつながる地域リーダーや里山維持管理人材の育成により「里山整備利用地域」での継続的な運営、取組を担保するとともに、自立的な活動を促します。	2,611
一部新 多様な森林体験を促進する人材の育成・活用	【森林セラピー推進支援事業(人材育成等)】(2,465千円) 森林セラピーガイドの育成等を通じて、本県の森林セラピーの利用を促進するとともに、関連する産業(観光、健康、環境、産業)との連携を強化し、地域資源として積極的に活用していくため、セラピー基地等の魅力向上を図るとともに、利用者の増加、満足度の向上を図ります。 ・事業主体 県 ・コーディネーター育成 10人以上(2022年度) 【エコツーリズムガイド育成事業】(環境部)(1,672千円) 県民の自然と親しむ機会を拡大し、森林の持続的な利活用を推進するため、森林の魅力、多面的機能を伝える担い手を育成します。 ・事業主体:県 ・ガイドの育成 80人(2022年度)	地域の魅力を創出する人材育成により、地域活性化への取組を進めます。また、研修は関心のある者が広く受講できるようにし、森林を活用した新たな地域活性化モデルの他地域への波及を図ります。	4,137
新 自然教育・野外教育推進事業 【教育委員会】	本県の強みである豊かな自然の特性を生かし、子どもたちの「自然を通して生き抜く力」「自然を大切に作る心」を育むため、モデル校において自然教育・野外教育プログラムの実践・検証を行い、成果の普及を図ります。 ・事業主体:県(教育委員会) ・モデル校における実践 8校	モデル校の取組事例を発信し、自然体験を取り入れた学びを広げます。「自然教育・野外教育プログラム」をまとめたプログラム集を公開します。	1,163
小計			7,911

区分	平成31年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算額
4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用			
森林の教育利用の推進	<p>【学校林等利活用促進事業】(17,975千円) 周囲を森林に囲まれた長野県で学ぶ児童・生徒が森林・林業に親しみを感じ、次世代の森林づくりに理解を深めるとともに、学校林の活用を推進するため、手入れが放置され利用困難になっている学校林について、森林税により集中的に整備します。 ・事業主体 県、市町村等 ・補助率 9/10 ・学校林の整備校数 16校</p> <p>【信州やまほいく認定団体保育環境等向上事業】(県民文化部) (5,325千円) 豊かな森林資源、自然環境を活用した「信州やまほいく」の認定園の活動フィールドの整備等を行うことにより、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ります。 ・事業主体 「信州やまほいく」認定園の設置主体 ・補助率 9/10、1/2 ・フィールド整備等の認定園数 8園</p>	<p>学校林の利活用を促進することで、次世代の森林づくりを担う子どもたちの教育の場づくりを進めます。また、地域の林業関係者を結びつけ、学校林活動の継続性を確保します。</p> <p>認定園における保育の安全性確保及び教育環境の充実が図られることにより、質の高い信州型自然保育(信州やまほいく)の実現及び県内への普及を促進します。</p>	<p style="text-align: right;">90 23,300</p>
まちなかの緑地整備事業 【建設部】	<p>市街地における木々に親しめる緑地の整備を集中的に推進するため、市町村及び民間団体が行う緑地の整備に対して補助します。 また、整備された緑地での地域住民等による緑育・緑化活動につなげます。 ・事業主体 市町村、民間団体 ・補助率 1/2、1/3 ・市街地の緑化整備 4箇所</p>	<p>森林を身近に感じられる緑地の整備を推進するとともに、整備された緑地において緑化団体や地域住民による緑化活動につなげることで、緑化に関する人材発掘・育成等のモデルとし、他地域への波及を図ります。</p>	<p style="text-align: right;">0 5,750</p>
観光地における景観形成のための森林等の整備	<p>【観光地の景観整備(県単道路橋梁維持修繕費)】(建設部) (20,000千円) 山岳高原リゾートを形成する観光地周辺等の街路において、景観形成のための街路樹の整備を実施します。 また、当事業による街路樹剪定の実施にあたっては、「街路樹剪定士」資格保有者による作業とし資格取得者の拡大を促すとともに、モデル事業として剪定技術に関する講習会など街路樹管理技術向上の醸成を図ります。 ・事業主体 県 ・街路樹の整備 6箇所</p> <p>【観光地等魅力向上森林景観整備事業】(35,000千円) 豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上を図るため、地域の景観に合致した森林整備等を推進し、観光地等の魅力向上を図ります。 ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10 ・地域の景観に合致した間伐等実施箇所数 29ha</p>	<p>国営アルプスあづみの公園や白樺湖など観光地周辺の街路等をはじめ、ビューポイント整備に資する街路樹整備や景観向上のための森林整備を実施し、観光地の魅力向上に繋がります。</p>	<p style="text-align: right;">0 55,000</p>
森林セラピー推進支援事業(施設整備支援)	<p>森林セラピーガイドの育成等を通じて、本県の森林セラピーの利用を促進するとともに、関連する産業(観光、健康、環境、産業)との連携を強化し、地域資源として積極的に活用していくため、セラピー基地等の魅力向上を図るとともに、利用者の増加、満足度の向上を図ります。 ・事業主体 市町村 ・補助率 9/10、1/2 ・森林セラピー基地整備 9箇所</p>	<p>利用者へ森林の持つ魅力の波及と基地運営の継続を図るとともに、利用者増加による集客効果を他地域へ波及し、地域資源の掘り起しへ繋がります。</p>	<p style="text-align: right;">0 35,844</p>
小計			<p style="text-align: right;">90 119,894</p>

区分	平成31年度実施予定の内容	取組の継続性、他地域への波及効果等	予算額
5 市町村に対する財政調整的視点での支援			
森林づくり推進支援金	森林づくり指針に掲げる方針を踏まえつつ、森林に関する様々な課題解決のための市町村の取組を支援します。 ・事業主体 市町村 ・地域固有の課題解決に取り組む市町村 77市町村	地域の实情に応じた様々な取組が目に見える形で行われることにより、地域住民の森林に対する理解の浸透と森林づくりへの機運の醸成を図ります。	7,605 90,000
小計			7,605 90,000
6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証			
森林税の普及啓発、評価・検証	<p>【みんなで支える森林づくり推進事業】(10,000千円) 森林の役割や森林づくりの重要性等について、県民の理解を深め、多様な主体による森林づくりを促進するため広報・普及啓発活動を実施します。また、県民会議、地域会議による税活用事業の評価・検証を行います。 ・事業主体 県 ・森林税の使途の認知度の向上 30%</p> <p>【森林(もり)の里親促進事業】(1,002千円) 里山や山村集落へ県が仲立ちとなり企業等の社会貢献活動や福利厚生活動を誘導し、森林整備と交流を通じた地域活性化を図ります。 ・事業主体 県 ・企業等との契約件数 5件</p> <p>【地球温暖化防止木材利用普及啓発事業】(567千円) 県産材住宅や事務所・店舗を木質化した企業等に対し、木材のCO2固定量を認証し、地球温暖化防止や環境への関心を高めるとともに、県産材の消費拡大を図ります。 ・事業主体 県 ・CO2固定認証量 500t-CO2</p> <p>【地球温暖化防止吸収源対策推進事業】(375千円) 企業等との連携により整備された森林のCO2吸収量を認証し、企業等のCSR活動の「見える化」をすることで、地球温暖化防止につながる森林整備を推進します。 ・事業主体 県 ・CO2吸収認証量 4,000t-CO2</p>	効果的、効率的な広報・普及啓発、企業との連携等を図ることで、森林や森林税に対する理解の浸透を図ります。また、税活用事業の評価・検証を行い、森林税の効果的な運用を図るとともに、県内各地のモデル的な取組を県内全域に波及します。	406 11,944
小計			406 11,944
合計			43,915 789,949

※予算額については、森林づくり県民税の金額を記載

【再掲】

区 分	予算案
林務部所管事業	30,265 613,539 千円
林務部以外所管事業	13,650 176,410 千円

防災・減災のための里山等の整備事業

(上小地域の計画 赤字)

【森林政策課・森林づくり推進課・道路管理課・河川課】

1 必要性・独自性

【基本方針活用事業より】

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い箇所を絞り込み間伐を実施。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。
- また、台風災害時に倒木による停電や通行止めが発生しており、安全・安心な県民生活のためにはこれらの倒木を未然に防ぐ取組が急務。
- 一級河川区域(官地)内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域(民地)等の立木(河畔林)は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- このため、新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

2 目指す成果・成果目標・指標

【基本方針活用事業より】

- 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐 概ね 4,300ha 程度/5年間
- 安全が確保される主要なライフライン等 概ね55箇所程度/5年間
- 県管理道路沿線の道路区域外の危険木伐採 概ね15箇所程度/5年間
- 里山整備方針(図面)の作成 120箇所
- 県管理河川 概ね45箇所程度/5年間、市町村管理河川 概ね75箇所程度/5年間

【取組により期待される効果】

- 間伐材の搬出量の増加
- 森林整備の実施を通じた防災意識の向上(里山整備実施者の増加)
- 生活基盤の安全確保と防災意識の向上
- 河畔林の整備による景観の向上、野生動物の出没の抑制

3 事業の概要

【里山整備方針作成事業】

- 森林づくり県民税を活用した「防災・減災」及び「住民等の利活用」のための里山の整備を進めるため、航空レーザー測量等の科学的知見や現地調査の結果等を踏まえ、優先的に整備していく箇所を特定、図面化することにより、森林づくり県民税の効果的な活用と取組の見える化を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画	補助率	予算額
・優先整備箇所の調査 ・里山整備方針(図面)の作成	市町村、森林整備協議会等	里山整備方針の作成	10/10	0
				70箇所 (旧市町村数)

【みんなで支える里山整備事業】

- ・「防災・減災」の観点から、未整備の里山のうち、里山整備方針に基づき優先的に整備が必要な民有林（県及び市町村有林を除く。）の間伐を推進する。
- ・集落や主要なライフライン（道路、線路、電線等）に接する森林において、倒木の恐れのある危険木及び枯損木を伐採する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・間伐(搬出間伐を含む) ・路網整備	市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等	里山の整備	39ha	9/10	13,227
			625ha		193,400
・ライフライン等保全対策	市町村	危険木の伐採	1箇所	9/10	280
			18箇所		25,000

※ 危険木の伐採については、保全対象の重要性及び倒木が発生した場合の保全対象への影響を勘案して実施箇所を決定するとともに、電力会社等との連携により効率的・効果的な対策に努めることとする。

【道路への倒木防止事業】

- ・県管理道路の区域外(山林)から道路へ倒木の恐れがある危険木が多く確認される箇所のうち、防災効果が高い箇所の危険木伐採を集中的に実施する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・県管理道路沿線の危険木伐採	県	危険木の伐採	1 箇所	—	4,000
			8 箇所		30,000

【河畔林整備事業】

- ・県が管理する一級河川の区域外(民地)の河畔林及び市町村が管理する準用河川区域とその周辺の河畔林のうち、防災効果が高い箇所の整備を推進する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・河畔林の整備(除間伐等)	県	県管理河川	1 箇所 9 箇所	—	9,650
	市町村	市町村管理河川	2 箇所 15 箇所		9/10

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・航空レーザ測量に基づく優先整備箇所をマップ化し、実施予定箇所を里山整備方針として公表して成果の見える化を推進する。
- ・里山整備方針の作成に関係者が協力して取り組むことで、災害に強い森林づくりの機運を高め、事業を継続的に展開する。
- ・道路への倒木防止事業実施箇所では森林づくり県民税を活用している旨の看板等の設置を行い、森林づくり県民税の周知及び理解の促進にも取り組む。

【参考】 事業イメージ

○里山整備方針作成事業・みんなで支える里山整備事業

県が航空レーザ測量等により把握した優先整備箇所を示した図面を提示

優先整備箇所の図面

現地調査によって優先整備箇所を決定

里山整備方針(マップ)

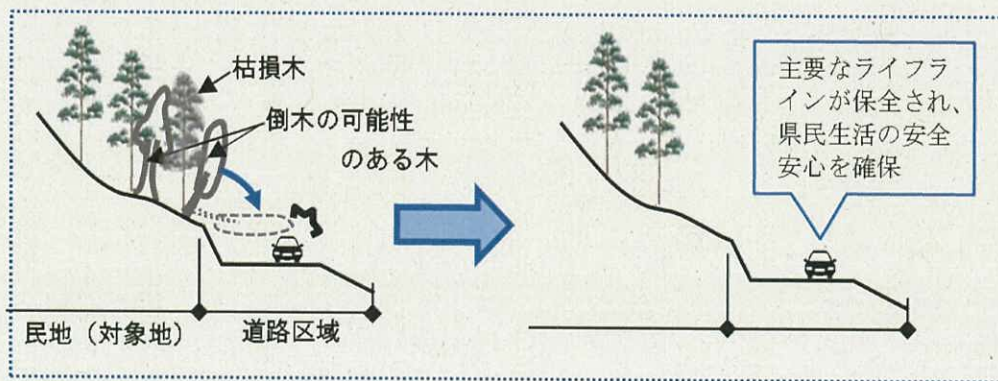
- 緊急的な整備森林
- 優先的な整備森林(特に緊急な整備が必要)
- 優先的な整備森林(それ以外)
- 森林整備実施済(森林税)
- 森林整備実施済(森林税以外)

里山整備方針(図面)イメージ

間伐前

間伐後

○みんなで支える里山整備方針(ライフライン保全対策)・道路への倒木防止事業



○河畔林整備事業

河畔林整備のイメージ図

【施策前】

【施策後】

河川区域外(民地) 河川区域(官地) 河川区域外(民地)

事業財源: 一級河川 既存事業(河川維持) 森林税

事業財源: 準用河川 森林税(9/10補助)

除伐による倒木の減

間伐により河畔林を育成し土砂や立木の流出を防止

県民協働による里山の整備・利用事業

(上小地域の計画 赤字)

【森林政策課・信州の木活用課・森林づくり推進課】

1 必要性・独自性

【基本方針活用事業より】

- ・ 過疎化・高齢化が進む山村地域で里山を保全するには、地域住民等による里山の多面的な利活用を進め、管理の空洞化の抑制につながるような権利関係の調整を行いつつ、間伐等の整備を推進することが有効であり、こうした活動を県内全域で展開していくことが重要。
- ・ このような観点から、「長野県ふるさとの森林づくり条例」では、地域住民が自発的に里山保全を図ろうとする地域を市町村の申し出により知事が「里山整備利用地域」に認定し、里山の整備及びその利用に関する活動を促進しているが、里山整備利用地域の認定は、現在5地域455haにとどまっている状況。
- ・ このため、こうした制度を効果的に活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用や教育、観光等の多面的な森林資源の利活用を進めることで、森林と地域の関係性を再生し、自立的・持続的な長野県独自の森林管理を構築していくことが必要。
- ・ 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、間伐材等の利活用を進めることが必要。
- ・ 自立的な里山の多面的利活用を行う事業主体を育成していくためには、資機材の導入支援や遊歩道の整備も必要。

2 目指す成果・成果目標・指標

【基本方針活用事業より】

- ・ 里山整備利用地域の認定※ 約150地域/5年間
- ・ 地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用 概ね1,500ha程度/5年間

【取組により期待される効果】

- ・ 間伐材の搬出量の増加、路網整備の促進
- ・ 里山を活用した副業の展開等による山村経済の活性化、人材育成
- ・ 地域住民の里山利活用の増加

3 事業の概要

【里山整備利用地域活動推進事業】

- ・ 地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民による里山整備利用推進協議会の立ち上げ及び里山整備利用地域活動計画の作成等を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・現地調査 ・地域活動(森林体験活動、薪の生産、山菜・きのこ栽培、野生鳥獣対策、植生保存活動等) ・計画作成 等	里山整備利用推進協議会	里山整備利用地域の認定	4地域	10/10	1,720
			52地域		18,050

※里山整備利用地域の認定前であっても支援対象

【みんなで支える里山整備事業】

- ・ 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の民有林(県及び市町村有林を除く。)において、住民協働による里山の整備を促進するとともに、多面的な森林資源の利活用を進めることで、自立的・持続的な森林管理の構築を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・里山の整備 (間伐、搬出間伐、植栽、下刈り、緩衝帯整備等) ・路網整備	市町村、森林組合、NPO法人、森林所有者の団体等	里山の整備	14ha	9/10	4,905
			225ha		68,150

【里山資源利活用推進事業】

- ・里山の資源を有効に活用し地域に還元する仕組みづくりを進めるため、自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資材の導入等を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
資機材等の導入(チェーンソー、薪割り機、簡易ウインチ、移動式トイレ等) 遊歩道の整備	里山整備利用推進協議会	里山整備利用地域の認定	0地域	3/4	0
			52地域		26,350

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・「里山整備利用地域」に認定することで継続的な取組を担保するとともに、立ち上げ段階での活動主体の組織化や地域活動、資機材の導入等の支援を行うことで、その活動を軌道に乗せ、自立的な活動を促す。
- ・福祉や観光、子育てなど、多様で幅広い世代の森林との関わりを創出する。
- ・里山整備利用地域の取組に関する広報や研修会などを通じて、他地域への波及を図る。
- ・地域の林業技術者の活用や里山の多面的な価値の創造によるビジネスモデルづくりを促進する。

【参考】 事業イメージ

【里山整備利用地域】



里山整備利用地域は、地域住民やその他の利用者が主体的に里山の整備・利用に取り組む地域を、市町村長の申出により、長野県ふるさと森林づくり条例第26条に基づいて知事が認定するものです。
里山整備利用地域に認定されると、県は市町村と連携して、地域における里山整備利用活動を支援します。

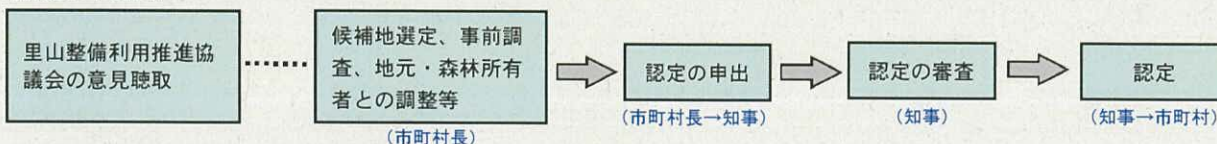


住民協働の森林整備

森林環境教育

薪づくり

【認定の手続き】



【里山整備利用地域の認定要件】

- 対象森林面積が5ha以上あり、密接に関係する集落が存在する
(地形等の状況によりやむを得ない場合は5ha未満でも対象となり得る)
- 地域住民等による自発的な活動を行うための体制がある
- 活動の内容が里山の整備及び利用を推進するものであり、里山の保全に資するもの
- 活動が継続的に行われると認められる

地域で進める里山集約化事業

(上小地域の計画 赤字)

【信州の木活用課】

1 必要性・独自性

- ・ 里山の小規模個人有林等の整備を効率的かつ効果的に進めるためには、境界の明確化や森林所有者の同意取得を行い、施業を集約化するための条件整備が必要。
- ・ 一方で、所有者の不在村化や境界の不明瞭などにより、施業の集約化が困難な場合も存在することから、地域の実情に応じ、小規模個人有林等の整備を推進。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・ 防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐 概ね 4,300ha 程度/5 年間
- ・ 地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用 概ね1,500ha程度/5年間

【取組により期待される効果】

- ・ 森林整備の実施を通じた防災意識の向上(里山整備実施者の増加)
- ・ 里山を活用した副業の展開等による山村経済の活性化
- ・ 地域住民の里山利活用の増加

3 事業の概要

- ・ 小規模個人有林、不在村者所有森林等が多い里山の森林整備を推進するため、間伐事業実施地の森林所有者の合意形成や、所有者の境界を明確化する取組を支援する。

予算額: 千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・ 森林所有者の同意取得 ・ 境界の明確化	自治会組織、 林業事業者等	集約化等面積	5ha	定額	75
			500ha		8,000

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ 集約化や境界の明確化の効率的な手法、取組事例を整理、発信する。

【参考】 事業イメージ



地消地産による木の香る暮らしづくり事業

(上小地域の計画 赤字)

【県産材利用推進室】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・本県は、経済がグローバル化する中でも足腰の強い「地域経済づくり」を目指し、地域で消費するモノやサービスを、できるだけ地域で生産する、「地消地産」を推進し、木材資源の利活用についても、地域の特徴を活かした木材資源の循環利用と地消地産の仕組みづくりを推進。
- ・世界水準の山岳高原リゾート構築に向けて、観光地等における標識を、県産材を活用して製作することにより、県産材を効果的に活用するとともに、県産材の魅力を県内外にアピールすることが必要。
- ・幼少期に木と触れ合うことは、情緒を安定させるなど様々な効果をもたらすとされており、こうした観点から、子どもの安全・安心な居場所となる児童センター等は積極的に木質化等を図り、もって子どもの健全な育成を図ることが必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・県産材公共サイン等設置枚数 概ね250枚程度/5年間
- ・子どもの居場所の木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置 概ね175箇所程度/5年間
- ・木工コンクール応募者数 概ね5,500人程度/年(2022年度まで)

【取組により期待される効果】

- ・県内外の人(子ども・親世代・観光客等)に森林づくりの大切さへの理解を深めること及び県産材の魅力の訴求、県産材利用の意義についての理解浸透
- ・子どもの居場所の質の向上、子どものよりよい環境づくり、子どもの健全な育成、情操教育の推進

3 事業の概要

- ・県産材に囲まれた地域づくり及び未来における県産材利用者づくりを推進するため、観光地等における県産材公共サインの作成や児童センター等の「子どもの居場所」の木造・木質化、子どもが行う木工体験活動などの本県独自の県産材利用の取組を実施する。
- ・県産材公共サイン等については、観光地の利便性向上や県産材利活用の観点から、基本デザインに則し、市町村等が行う案内標識整備を促進する。

予算額:千円

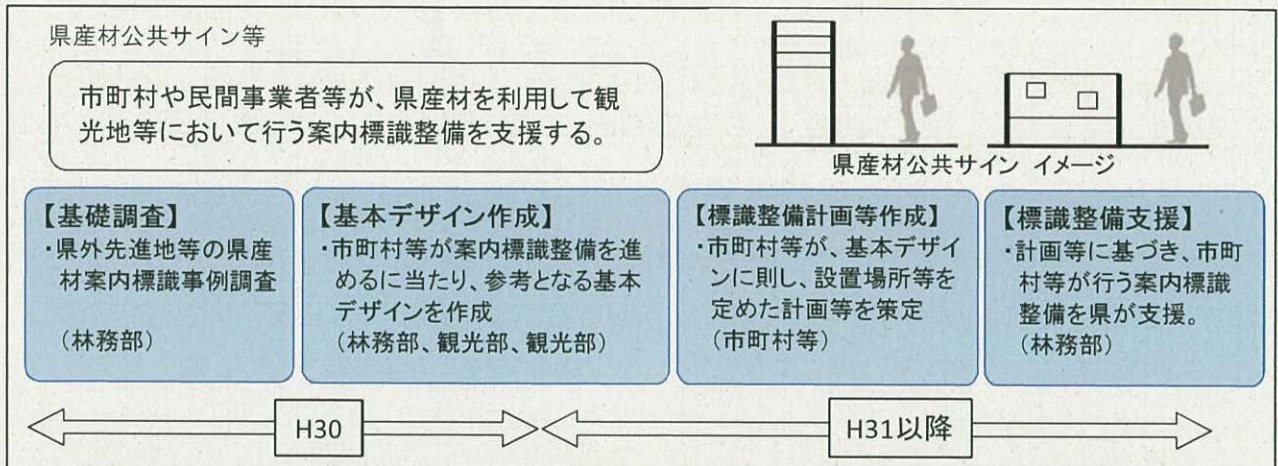
事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・県産材公共サインの作成 ・子どもの居場所の木造・木質化 ・木の調度品・おもちゃ等の設置 ・木工体験活動支援	市町村等	県産材公共サイン等の設置	250枚 (5年間)	3/4以内	157 42,300
	市町村等	子どもの居場所の木造・木質化	5箇所	1/2	
	市町村等	木の調度品・おもちゃ等の設置	30箇所	3/4	
	公共的団体等	木工コンクール応募者数	1箇所 5,500人 (2022年度)	3/4	

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・県産材公共サイン等については、波及効果・モデル性等を配慮し、関係部局と連携して設置場所やデザイン等を検討するなど、県内の魅力ある観光地づくりを促進するとともに、県産材のPR強化に向けて取り組む。
- ・木造・木質化等については、県産材利用のモデル性の高い施設等の整備を採択し、発表会やHP等により、他施設の木造・木質化への波及を図る。
- ・消費者ニーズや子どもの教育等の専門家の視点から、商品等の改善点を生産者にフィードバックし、県産材製品の開発、販売先拡大等につなげる。

- ・ 小学校等が木工体験を行う契機となるよう、活動事例をHPで発信する。

【参考】 事業イメージ



薪によるエネルギーの地消地産推進事業

(上小地域の計画 赤字)

【県産材利用推進室】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- 薪は身近なバイオマスエネルギーであり、最適な里山資源の活用方法であるが、利用者と生産拠点が離れており、運送コストが割高になるなど非効率となっていることから、県内各地域において、薪の製造・販売拠点の整備、配送システムの構築を行い、地域で循環するコンパクトな流通の仕組みづくり(薪の駅)を進めることが必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- 薪流通の仕組み構築モデル件数 概ね10件程度/5年間(平成30年度実績3件)

【取組により期待される効果】

- 里山においてこれまで活用されていない未利用材の利用推進
- エネルギーの地消地産と地域内経済循環を通して、里山の持続的かつ自立的な維持管理を実現

3 事業の概要

- 林業関係者、薪利用者、流通・販売、行政関係者などが連携し、地域内で薪が流通する仕組みづくりを進める。
- 薪を地域で活用するためのノウハウが不足しているため、本事業により複数のモデルの構築を支援し、他の地域でも薪の利用を進めるために必要なノウハウの蓄積を行う。

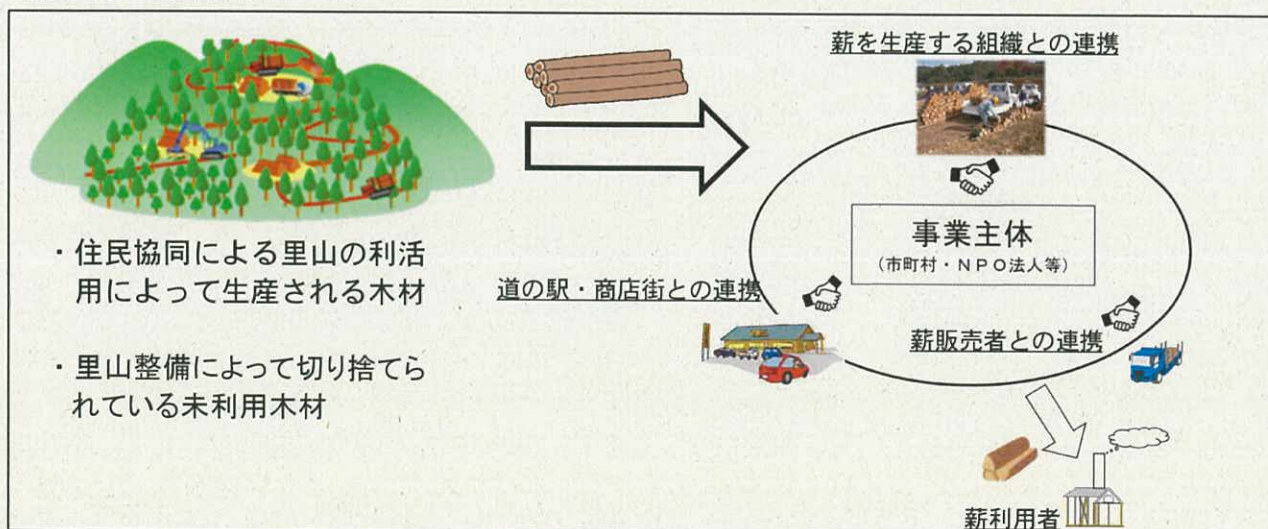
予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・薪の需要量調査 ・薪保管庫等の資機材の導入 ・自立した取組を波及するための普及啓発活動等	市町村、NPO法人、公共的団体、林業事業者が組織する団体等等	薪流通の仕組みモデル	0件	3/4	0
			2件		3,750

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- 第2期目の信州の木活用モデル地域支援事業の成果と課題を踏まえ、課題の解決につながる持続性・発展性を持つ内容についてモデル性の高い事業を公募により採択する。
- 事業の実施を通じて構築された仕組み等の発表会やマニュアル等を通じて里山整備利用地域などの他地域への普及を図る。またHPに活動状況等を掲載し、広く情報発信を行う。
- 平成30年度に実施した地区での活動については、事業主体に継続性を確認

【参考】 事業イメージ



松くい虫枯損木利活用事業

(上小地域の計画 赤字)

【森林づくり推進課】

1 必要性・独自性

【基本方針活用事業より】

- ・ 本県の松くい虫被害は全国最多となっており、被害拡大防止のため、枯損木の速やかな処理が課題であるが、一方で松くい虫枯損木は水分が少なく優れた燃料チップ原料として期待されており、燃料チップの需要増が見込まれる木質バイオマスでの利活用を推進することが必要。

2 目指す成果・成果目標

【基本方針活用事業より】

- ・ 松くい虫被害全市町村(51市町村)で実施/5年間

【取組により期待される効果】

- ・ 枯損木の搬出による被害森林の再生

3 事業の概要

- ・ 山林に放置され、有効活用されていない松くい虫枯損木を有効活用し、地域が主体となって行う松くい虫被害木駆除の更なる取組を推進するため、松くい虫枯損木を木質バイオマス発電の燃料(チップ)に資源化して利活用する取組等を支援する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・ 枯損木の伐倒、チップ化	市町村	取組を行う市町村	1市町村	9/10	1,800
			10市町村		18,000

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ 第2期目の信州の木活用モデル地域支援事業の成果と課題を踏まえ、公共施設等へのチップボイラー導入を見据えた自給体制の構築を図るとともに、事業の実施を通じた構築された仕組み等の発表会の開催やマニュアルの作成等を通じて、他地域への普及を図る。

【参考】 事業イメージ

平成29年度松くい虫被害木の木質バイオマス燃料等への活用モデル事業の事例



被害材の搬出状況
上田市



被害材のチップ化状況
松本広域森林組合

里山整備利用地域リーダー育成事業

【信州の木活用課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材の育成が急務。
- ・ 森林への期待や利活用の形態が多様化している現状において、NPOや自主的な森林づくりに取り組む方々など森林づくりに関わる人々の力の結集が必要。
- ・ 地域住民等の協働作業における安全性を確保するための技術講習等を行うことが必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・ 地域リーダーの育成 概ね150人程度(里山整備利用地域150地域程度に各1名)/5年間
- ・ 森林の整備利用に携わる人材の育成 概ね4,500人程度/5年間(里山整備利用地域150地域程度×30人)

【取組により期待される効果】

- ・ 新たな里山活用モデルによるの地域活性化
- ・ 参加者の豊かなライフサイクル・交流の場づくりによる総合的な地域力向上

3 事業の概要

- ・ 持続的に地域の森林を適正に管理していく体制構築のため、里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、地域の里山を維持管理する人材を育成します。

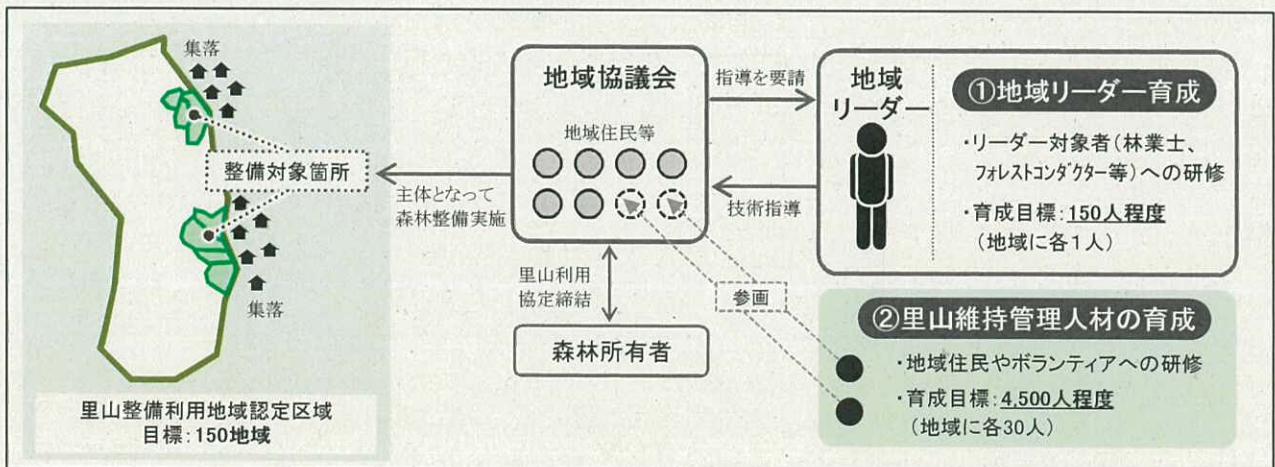
予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画	補助率	予算額
・リーダー対象者への研修会 ・地域で行われる安全講習会への講師の派遣	県	地域リーダー人材	-	2,611
		維持管理人材		
		150人 (2022年度)		
		4,500人 (2022年度)		

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ 山村ビジネスにもつながる地域リーダーや里山維持管理人材の育成により「里山整備利用地域」での継続的な運営、取組を担保するとともに、自立的な活動を促す。

【参考】 事業イメージ



多様な森林体験を促進する人材の育成・活用

【信州の木活用課・自然保護課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・本県の強みである豊かな森林資源や森林空間を維持していくには、地域による自立的・持続的な森林の利活用が必要。
- ・とりわけ将来の森林保全を担う子どもたちに対する森林体験の機会を拡大し、将来の森林保全の担い手の裾野を広げることが必要。
- ・このためには、森林セラピーやエコツーリズムなど、森林資源を有効に活用し、観光や健康、環境、教育等の他産業と結び付け、地域を支える多様な産業や交流を創出できる人材を育成することが必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・エコツーリズムガイドや森林セラピー等地域コーディネーターの育成

【取組により期待される効果】

- ・セラピー体験者の健康増進・維持、森林への興味促進
- ・周遊型観光の促進と県内知名度の向上
- ・環境保全意識の向上、持続可能な観光の推進

3 事業の概要

【森林セラピー推進支援事業（人材育成等）】

- ・森林セラピーコーディネーター等の育成を通じて、セラピー基地等の魅力向上、利用者の増加等を図る。

予算額: 千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・協議会の開催 ・人材育成メニューの作成	県	コーディネーターの育成	10人 (2022年度)	—	2,465

【エコツーリズムガイド人材育成事業】

- ・エコツーリズムガイドの育成を通じて、自然と親しむ機会の充実、森林の持続的な利活用を図る。

予算額: 千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・ガイドの育成研修	県	ガイドの育成	80人 (2022年度)	—	1,672

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・森林セラピー利用者への森林の持つ魅力の訴求と基地運営の継続を図るとともに、利用者増加による集客効果を他地域へ波及し、地域資源の掘り起しへ繋げる。
- ・利用者ニーズに応じたエコツアーが実施可能な人材を育成するとともに、エコツーリズム関係者間の連携強化を図り、自立的な活動を促し、自然体験プログラムの継続的な提供へ繋げる。

【参考】 事業イメージ

・実践的なガイド育成研修 等



・充実する森林セラピー等の多様な自然体験



自然教育・野外教育推進事業

【教学指導課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・ 本県の強みである豊かな自然の特性を生かし、子どもたちの「自然を通して生き抜く力」「自然を大切にする心」を育むため、県内の自然教育、野外教育における本県ならではのプログラムの研究・開発及び普及とそれを実践できる人材育成が必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・ モデル的に自然教育プログラムを実施する学校30校／5年間
(小学校、中学校、高校から10校ずつモデル的に選定)

【取組により期待される効果】

- ・ 自然体験を取り入れた学びの広がり
- ・ 外部指導者と学校の更なる連携強化
- ・ 学校教育における学校林利活用の促進

3 事業の概要

- ・ 県教育委員会の作成した「自然教育・野外教育プログラム」を実施するモデル校を毎年8校程度ずつ募り、その実践からフィードバックを得てプログラムの効果の検証、プログラムの修正等を行う。
- ・ モデル校でプログラムを実施する外部指導者の派遣に係る費用を支援する。
- ・ モデル校の取組事例を発信し、自然体験を取り入れた学びを広げる。
- ・ 学校が外部指導者と連携をし、自然体験を取り入れた学びを充実させていく仕組みづくりを進める。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・プログラム実践(モデル校へのプログラム指導者の派遣) ・プログラムの評価・検証・改善 ・外部指導者リストの作成	県教育委員会	モデル校における実践	8校	-	1,163

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ モデル校の取組事例を発信し、自然体験を取り入れた学びを広げる。
- ・ 「自然教育・野外教育プログラム」をまとめたプログラム集を公開する。

【参考】 事業イメージ



森林の教育利用の推進

(上小地域の計画 赤字)

【信州の木活用課・こども・家庭課】

1 必要性・独自性

【基本方針活用事業より】

- ・ 子どもの頃自然の中で遊んだりする体験が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向があるという調査研究報告があることから、教育や子育てにおける森林の利活用を推進することが必要。
- ・ 次世代の里山づくりを担う児童・生徒にとって、学校林[※]は森林の重要性や多面的機能を学ぶ貴重な場であり、身近に森林がある本県の特性を活かし、自然教育・野外教育を推進することが必要。
- ・ 全国に比べ多くの学校が学校林を保有(保有学校数全国第2位)しながらも、手入れが行われず、放置されてきた学校林については、整備し利活用することが必要。
- ・ 学校林を所有していない小・中・高等学校が、積極的に近隣等の森林を活用し、自然教育・野外教育に取り組むためにはフィールド整備の支援が必要。
- ・ また、本県は、豊かな森林資源や自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う保育園・幼稚園等を認定する「信州やまほいく(信州型自然保育)認定制度」を平成27年度に全国に先駆けて制定し、その普及を推進。
- ・ 信州やまほいく認定園の活動フィールドの整備等を行うことにより、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ることが必要。

※学校林…学校の基本財産形成や児童・生徒への環境に関する教育・体験活動を目的に学校が保有等(賃借、使用協定等を含む)をしている森林

2 目指す成果・成果目標

【基本方針活用事業より】

- ・ 長期間未整備のため利用困難な学校林約60箇所程度/5年間の学校林等を整備
- ・ 整備が必要な森林を自ら所有又は賃借して使用する認定園等、約25園程度/5年間の整備

【取組により期待される効果】

- ・ 森林を活用した保育の質の向上及び安全性の確保、森林環境教育の充実
- ・ 信州やまほいく認定園の増加

3 事業の概要

【学校林等利活用促進事業】

- ・ 周囲を森林に囲まれた長野県で学ぶ児童・生徒が森林・林業に親しみを感じ、次世代の森林づくりに理解を深めるとともに、学校林を活用した森林教育を推進するため、手入れが放置され利用困難になっている学校林について、森林税により集中的に整備する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・学校林の整備(除間伐等)	県	県立高等学校林の整備	0校 2校	-	90
	市町村	義務教育学校林の整備	1校 14校	9/10	17,975

【自然保育活動フィールド等整備事業】

- ・ 豊かな森林資源、自然環境を活用した「信州やまほいく」認定園の活動フィールドの整備等を行うことにより、子どもたちが安全に遊べる環境の充実を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・活動フィールドの林間整備 ・あずまや・トイレ等の付帯施設整備	「信州やまほいく」認定園の設置主体	森林を自ら所有又は賃借して使用する認定園等	0園	9/10	0
			8園	1/2	5,325

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ 学校林の利活用を促進することで、森林教育のモデルプログラムづくり、発表会、マニュアル作成などに取り組み、次世代の森林づくりを担う子供たちの教育の場づくりを進める。また、地域の林業関係者を結びつけ、学校林活動の継続性を確保する。
- ・ 認定園における保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ることにより、質の高い信州やまほいく（信州型自然保育）の実現及び県内への普及を促進する。

【参考】 事業イメージ

学校林



未整備や大きくなりすぎ手入れできず活動に支障が生じた学校林





- ・自然観察
- ・野外教室
- ・林業体験



- ・体づくり
- ・散策
- ・遊びの場

森林整備（除間伐）や歩道整備などにより安全安心な学校林活動を支援

信州やまほいく



整備が必要な信州やまほいく認定園のフィールド





整備されたフィールドにおける認定園の活動
（フィールド内のトイレや「あずまや」などの付帯施設の整備も併せて実施）

まちなかの緑地整備事業

(上小地域の計画 赤字)

【都市・まちづくり課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・平成31年4～6月、県内初開催となる「全国都市緑化信州フェア」を契機に、市街地においても、木々に親しめる緑地整備を集中的に推進することが必要。
- ・加えて、市街地の緑地は、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化などの生活環境の保全に寄与するとともに、安らぎや癒し効果により人々の快適な暮らしを支え、長野県らしい景観を提供することから、適切な整備が必要。

2 目指す成果・成果目標・指標 【基本方針活用事業より】

- ・県民協働による市街地の緑化整備 概ね25箇所程度/5年間

【取組により期待される効果】

- ・まちなかに木々を身近に感じられる魅力的な緑地が創出されることによる、都市の魅力の向上。
- ・活動の場、交流の場としての利用によって地域の元気づくりを推進するとともに、緑化に関する人材発掘・育成等によって持続可能な緑化を推進。

3 事業の概要

- ・市街地における木々に親しめる緑地の整備を集中的に推進するため、市町村及び民間団体が行うモデル的な緑地の整備に対して補助するとともに、整備された緑地での地域住民等による緑育・緑化活動につなげる。

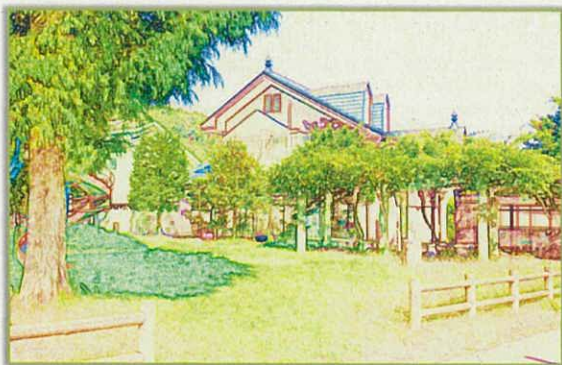
予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
樹木・芝等の植栽、花壇・ベンチ等の施設整備	市町村、NPO等 民間団体	緑地整備	0箇所	1/2	0
			4箇所	1/3	5,750

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・森林を身近に感じられる緑地の整備を推進するとともに、整備された緑地において緑化団体や地域住民による緑化活動につなげることにより、緑化に関する人材発掘・育成等のモデルとし、他地域への波及を図る。

【参考】 事業イメージ



空地进行緑化することにより、都市の魅力が向上します



休日には地域が主体となり様々なイベントが開催されます

観光地における景観形成のための森林等の整備

(上小地域の計画 赤字)

【道路管理課・森林政策課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・本県は、観光を軸とした地域経営の体制を整備することにより、県内観光業の「稼ぐ力」を高めて雇用や移住に結びつけ、世界と競争できる「観光大県づくり」を推進。
- ・本県が目指す世界水準の山岳高原リゾート構築のためには、本県の強みである豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上が不可欠。
- ・地域の景観に合致した間伐の実施、街路樹の整備等や、地域の特性・ニーズに合わせた、間伐、除伐、竹林整備等が必要。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・街路樹等の整備を行う街路延長 概ね延べ40km程度/5年間
- ・地域の景観に合致した間伐等 概ね 110ha程度/5年間

【取組により期待される効果】

- ・観光地の魅力向上による観光利用者の満足度の向上
- ・街路樹剪定の実施にあたっては「街路樹剪定士」資格保有者による作業を要件とし、資格取得者の拡大を促すとともに、モデル事業として剪定技術に関する講習会など、街路樹管理技術向上の醸成を図る。

3 事業の概要

【観光地の景観整備（県単道路橋梁維持修繕費）】

- ・山岳高原リゾートを形成する観光地周辺等の街路において、景観形成のための街路樹の整備を実施する。
- ・また、当事業による街路樹剪定の実施にあたっては、「街路樹剪定士」資格保有者による作業とし資格取得者の拡大を促すとともに、モデル事業として剪定技術に関する講習会など街路樹管理技術向上の醸成を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・街路樹の剪定 ・街路の植樹等	県	街路樹整備	延べ 0km	—	0
			延べ10km		20,000

【観光地等魅力向上森林景観整備事業】

- ・豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上を図るため、地域の景観に合致した森林整備等を推進し、観光地等の魅力向上を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・景観整備 ・ビューポイントの樹木の伐採 ・巨樹・古木などの保存 ・高速道路沿線の松くい虫被害木の景観対策	市町村	地域の景観に合致した間伐等	0ha	9/10	0
			29ha		35,000

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・ 国営アルプスあづみの公園や白樺湖など観光地周辺の街路等をはじめ、ビューポイント整備に資する街路樹整備や景観向上のための森林整備を実施し、観光地の魅力向上に繋げる。
- ・ 景観整備については、地域において必要とされる箇所を優先して整備することで、森林の景観整備への意識向上を図る。
- ・ 高速道路沿線の松くい虫被害による枯損木を伐採することで、自然豊かな信州の景観づくりを推進する。
- ・ 事業の実施箇所では森林づくり県民税を活用している旨の看板等の設置を行い、森林づくり県民税の周知及び理解の促進にも取り組む。

【参考】 事業イメージ

<p>街路樹整備</p>	<p>全国都市緑化信州フェアの会場入口 に街路樹を植樹 安曇野市 (一) 豊科大天井岳線</p>
<p>諏訪湖周辺の街路樹を整備 諏訪市 (主) 諏訪辰野線</p> 	

<p>景観整備</p>	
<p>眺望をよくするためのビューポイントの整備</p>	
	 <p>【H30実施事例】 山ノ内町志賀高原</p>
<p>巨樹・古木の保存活動</p> 	<p>高速道路沿いの景観整備</p>  <p>長野自動車道</p>

森林セラピー推進支援事業（施設整備）

（上小地域の計画 赤字）

【信州の木活用課】

1 必要性・独自性

【基本方針活用事業より】

- ・森林を活用し農林業・観光・医療の各分野が連携した取組である「森林セラピー」は、新たな地域活性化策として期待。
- ・本県の強みである基地数最多の「森林セラピー県」として、県内及び全国からの森林セラピー体験者に対し、安全に利用できるセラピー基地内のフィールド整備・施設整備が必要。

2 目指す成果・成果目標

【基本方針活用事業より】

- ・森林セラピー基地の整備 全10箇所/5年間

【取組により期待される効果】

- ・セラピー基地利用者の増加
- ・セラピー参加者の健康維持・増進、森林への興味促進

3 事業の概要

- ・本県の森林セラピーの利用を促進するとともに、関連する産業（観光、健康、環境、産業）との連携を強化し、地域資源として積極的に活用していくため、セラピー基地等の魅力向上を図るとともに、県内外へ積極的にPRを行い、利用者の増加、満足度の向上を図る。

予算額：千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・修景伐採 ・施設補修	市町村	森林セラピー基地整備	0箇所	9/10	0
			9箇所	1/2	35,844

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・利用者へ森林の持つ魅力の波及と基地運営の継続を図るとともに、利用者増加による集客効果を他地域へ波及し、地域資源の掘り起しへ繋げる。

【参考】 事業イメージ

・効果ある森林セラピー体験のための歩道整備



・安心して利用できる施設への補修



森林づくり推進支援金

(上小地域の計画 赤字)
【森林政策課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・従来の施策では対象にならない喫緊の課題に対応できる交付金は、市町村の評価が高い。
- ・広い県土を有する本県においては、各地域の様々な課題に応じた森林整備等の取組が不可欠であることから、市町村がきめ細やかな対応を行うための一定の財源が必要。
- ・森林を多く抱える山間部の町村は、総じて人口が少なく財政規模も小さいことから、森林面積等に応じた配分を行う財政調整的な性格を有する支援は不可欠。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・全ての市町村で地域固有の課題の解決の取組が行われること
(毎年度、目標・指標の設定、成果の把握・検証は市町村が実施)

【取組により期待される効果】

- ・身近な課題解決への取組による森林への関心の向上
- ・身近な里山などの森林整備や木材利用が図られる

3 事業の概要

- ・森林づくり指針に掲げる方針を踏まえつつ、森林に関する各地域の様々な課題解決のための国庫補助等の既存施策の対象とならない市町村の取組を支援し、事業実施後は市町村において成果の把握・検証を行う。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
市町村が行う身近な課題解決のための森林づくりの取組	市町村	実施市町村数	4市町村	定額	7,605
			77市町村		90,000

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・地域の実情に応じた様々な取組が目に見える形で行われることにより、地域住民の森林に対する理解の浸透と森林づくりへの機運の醸成を図る。
- ・毎年度の事業の実施内容や実施後の成果の検証結果について、市町村がホームページ等で公表することにより、身近な課題解決に向けた取組について周知を図る。

【参考】 事業イメージ



松くい虫被害木除去

県産材を使用した階段設置

緩衝帯整備

森林税の普及啓発、評価・検証

(上小地域の計画 赤字)

【森林政策課・信州の木活用課・県産材利用推進室・森林づくり推進課】

1 必要性・独自性 【基本方針活用事業より】

- ・ 県民アンケートでは、森林税の名称だけは知っていると回答した人が68.4%となっている一方で、使い道がよくわからないと回答した人が73.5%に及ぶことから、使途の認知度を向上させるため、より積極的かつ効果的な広報に努めることが必要。
- ・ 特に若年層での理解が広がっていないことから、SNS等を活用した広報の実施※などにより、森林の多面的な利用等の活動への参加を促進することが必要。
- ・ 温暖化対策等の観点から、企業の森林づくりへの参画が進んでおり(全国第2位)、引き続き、多様な主体の参画を進めることが必要。
- ・ チェック機能を強化しつつ、引き続き県民会議、地域会議による森林税を活用した事業の評価・検証を実施するとともに、県民目線による制度や事業の見直しの提案等が不可欠。

2 目指す成果・成果目標 【基本方針活用事業より】

- ・ 森林税の使途の認知度 30%
- ・ 企業・団体等と地域との協定の締結25件/5年

【取組により期待される効果】

- ・ 森林税活用事業を活用した取組の増加

3 事業の概要

【みんなで支える森林づくり推進事業】

- ・ 森林の役割や森林づくりの重要性等について、県民の理解を深め、多様な主体による森林づくりを促進するため広報・普及啓発活動を実施する。
- ・ また、県民会議、地域会議による税活用事業の評価・検証を行う。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・ 広報媒体の作成・発信 ・ 県民協働による広報の実施 ・ 子どもサミットの開催 ・ 県民会議等開催	県	森林税の使途の認知度	30%	-	406 10,000

【森林の里親促進事業】

- ・ 里山や山村集落へ県が仲立ちとなり企業等の社会貢献活動や福利厚生活動を誘導し、森林整備と交流を通じた地域活性化を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・ 新規参入のための企業訪問 ・ 契約企業のフォローアップ ・ 森林の里親講座	県	企業等の契約件数	5件	-	1,002

【地球温暖化防止木材利用普及啓発事業】

- ・ 県産材住宅や事務所・店舗を木質化した企業等に対し、木材のCO₂固定量を認証し、地球温暖化防止や環境への関心を高めるとともに、県産材の消費拡大を図る。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・CO2固定認証	県	CO2固定認証量	500t-CO2	-	567

【地球温暖化防止吸収源対策推進事業】

- ・企業等との連携により整備された森林のCO2吸収量を認証し、企業等のCSR活動の「見える化」をすることで、地球温暖化防止につながる森林整備を推進する。

予算額:千円

事業内容	事業主体	H31年度 事業計画		補助率	予算額
・CO2森林吸収量認証	県	CO2吸収認証量	4,000t-CO2	-	375

4 見える化に向けた取組、取組の継続性、他地域への波及効果等

- ・効果的、効率的な広報・普及啓発、企業との連携等を図ることで、森林や森林税に対する理解の浸透を図る。
- ・また、税活用事業の評価・検証を行い、森林税の効果的な運用を図るとともに、県内各地のモデル的な取組を県内全域に波及する。

【参考】 事業イメージ

＜みんなで支える森林づくり推進事業＞



リーフレット・動画等でPR



若者や女性との意見交換



県民会議の開催

＜森林(もり)の里親促進事業＞



企業と地域との連携による森林づくり

＜地球温暖化防止事業＞

事務所や店舗等での県産材の使用量に応じた二酸化炭素固定量を定量的に評価し認証書を発行することで、企業の社会貢献活動に利用していただきます。

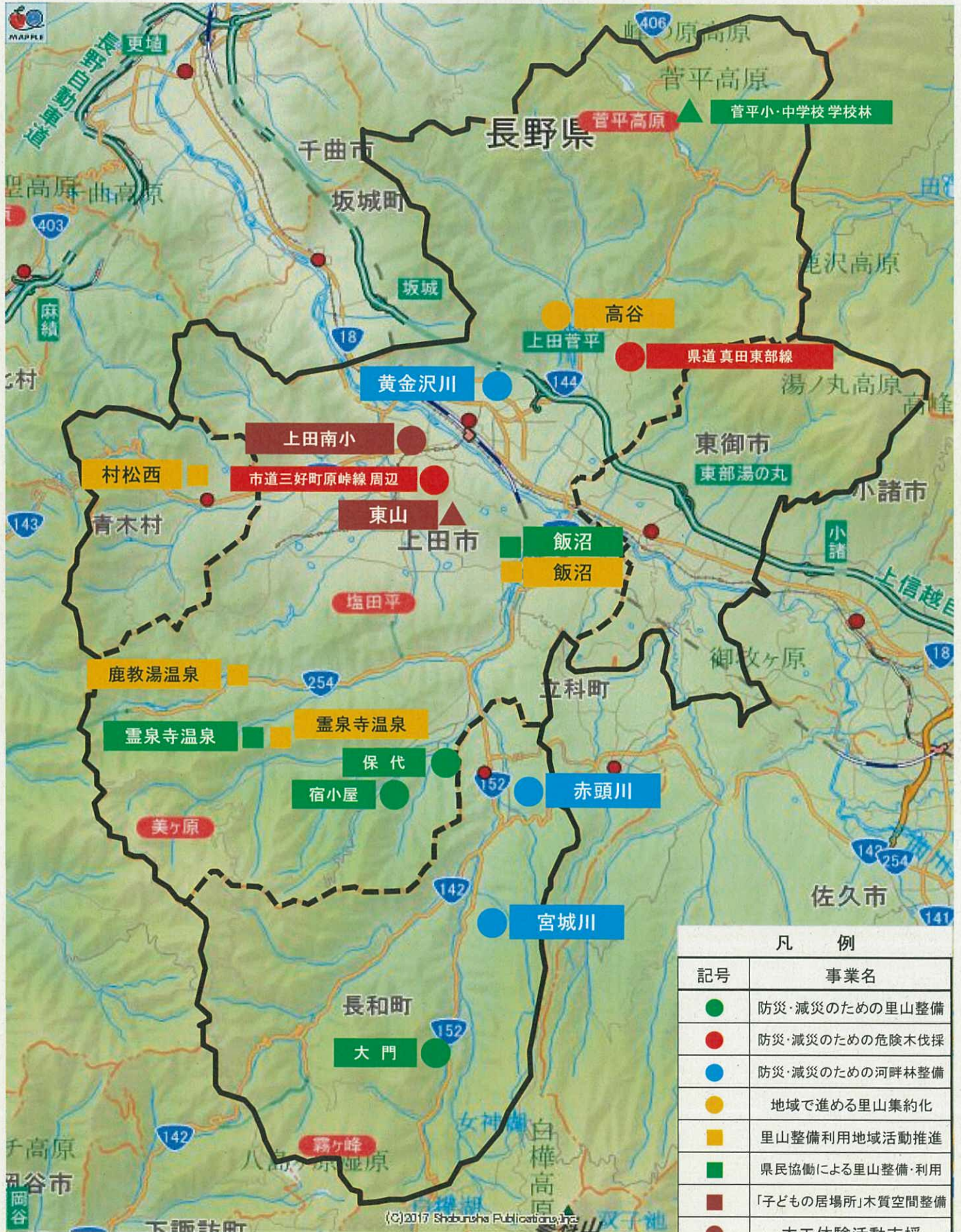


森林の里親契約に基づく取組により間伐された森林のCO2吸収量を県が認証し、企業等のCSR活動の「見える化」を行っています。



森に力を
Power on the forest.
地球に未来を
Future on the earth.

令和元年度森林づくり県民税活用事業箇所位置図



凡 例	
記号	事業名
●	防災・減災のための里山整備
●	防災・減災のための危険木伐採
●	防災・減災のための河畔林整備
●	地域で進める里山集約化
■	里山整備利用地域活動推進
■	県民協働による里山整備・利用
■	「子どもの居場所」木質空間整備
●	木工体験活動支援
▲	松くい虫被害木利活用
▲	学校林等利活用促進
●	森林づくり推進支援金

防災・減災のための里山整備 追加予定あり
「子どもの居場所」木質空間整備 要望中
森林づくり推進支援金 計画作成中

学校林等利活用促進事業（活動支援事業）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、周囲を森林で囲まれた長野県で学ぶ児童・生徒が、森林・林業に親しみを感じ次世代の森林づくりに理解を深めることを目的として森林を活用した実地体験を行う（以下「学校林活動」という。）ことに対して、活動に必要な資機材の譲与や指導者の派遣を行うための事項について規定する。

（用語の定義）

第2 学校林とは、長野県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）並びにPTA、保護者会、育成会及び財産区等の学校林活動を支援する団体（以下「支援団体」という。）が学校林活動に利用する目的で所有または森林所有者から借り上げ管理する森林とする。

（事業内容）

第3 事業の内容は、次のとおりとする。

（1） 事業主体

- ア 市町村
- イ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- ウ 支援団体

（2） 事業内容

学校林等利活用促進事業等により学校林の整備が為された森林又は所有者の同意を得て学校林活動を行おうとする森林で学校林活動を実施するために必要な資機材の譲与及び指導者の派遣とする。

（3） 譲与する資機材の範囲

一事業主体につき50万円を上限として、この範囲で購入できる物品とする。

なお、次の物は対象外とする。

- ア 学校林活動以外に供されるもの
- イ 児童・生徒が使用しない資機材
- ウ 教材として一般的に利用される消耗品
- エ 一件10万円を超える備品

（事業計画書）

第4 事業主体は、資機材の譲与及び指導者の派遣を受けて事業を行おうとするときは、学校林利活用促進事業（活動支援事業）実施計画書（様式第1号）を地域振興局長（以

下「局長」という。)に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の規定による実施計画書の提出があったときは、内容を確認の上、価格の調査を行い、学校林等利活用促進事業（活動支援事業）支援内容一覧表（様式第2号）を作成し、林務部長（以下「部長」という。）に協議をするものとする。
- 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、当該計画の内容を審査し、適当と認める場合には同意するものとし、毎年度の予算措置の状況を勘案して、必要な予算の再配当をするものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対して承認するものとする。

（資機材等譲与申請及び指導者派遣申請）

- 第5 第4の承認を受けた事業主体は、学校林等利活用促進事業（活動支援事業）資機材等譲与（指導者派遣）申請書（様式第3号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定による申請書の内容を審査の上、適当と認めたときは、事業主体に対して学校林等利活用促進事業（活動支援事業）実施通知書（様式第4号）により通知するとともに、すみやかに部長に報告するものとする。
- 3 局長は、前項に規定する通知をするときは、必要に応じて条件を付すことができる。

（資機材等の譲与及び指導者の派遣）

- 第6 局長は、第5第2項の規定により申請を適当と認めたときは、資機材の購入及び指導者の派遣を行うものとする。
- 2 局長は、資機材の納入場所について、事業主体が学校林活動を行おうとする場所等に直接納入をさせることができる。
- 3 局長は、資機材の給付が完了したときは、当該資機材の譲与決定（県立高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）にあっては物品所管換決定）を行うものとする。

なお、その決定にあたっては、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第241条第1項に規定する物品譲与決議書（県立学校にあっては同規則第228条第1項に規定する物品所管換決議書）により行うものとする。
- 4 局長は、前項の規定による決定をしたときは、財務規則第241条第3項に規定する譲与（譲渡）物品送付書（受領書）（県立学校にあっては同規則第228条第2項に規定する所管換物品送付書（受領書））を事業主体に送付するとともに、受領書を徴するものとする。
- 5 局長は、派遣しようとする指導者について、あらかじめ事業主体と協議を行い、人選するものとする。
- 6 指導者の派遣に要する経費は、指導に要した報償費及び旅費（費用弁償）とし、県

職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和 33 年長野県規則第 60 号）に基づいて支払うものとする。

（事業の変更）

- 第 7 事業主体は、第 4 第 4 項の規定による承認を受けた計画について、支援内容の変更、を変更しようとするときは、学校林等利活用促進事業（活動支援事業）変更承認申請書（様式第 5 号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定による申請があったとき又は事業費の増額及び 30%以上の減額をしようとするときは、内容を確認の上、学校林利活用促進事業（活動支援事業）支援内容変更一覧表（様式第 6 号）を作成し、部長に協議するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、当該計画の内容を審査し、やむを得ないと認めるときは同意するものとし、毎年度の予算措置の状況を勘案して、必要により再配当をするものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対して学校林等利活用促進事業（活動支援事業）（変更）実施通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。
- 5 事業主体は、第 1 項に規定する変更以外の変更が生じた場合には、学校林利活用促進事業（活動支援事業）変更報告書（様式第 7 号）を局長に提出するものとする。
- 6 局長は、前項の申請があった場合には、すみやかに部長に報告するものとする。

（遵守事項）

- 第 8 事業主体は、事業を実施するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1） 教育事務所等と連携し、郡市内の学校の教諭及び指導者を対象とした研修会を開催するなどにより、学校林利活用の取組みの普及啓発活動を行うこと。
- （2） 当該事業により取得し、又は効用の増加した資機材については、管理台帳を作成し、事業完了後も善良な管理者の注意義務をもって管理することとし、当該事業の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- （3） 当該事業によって取得した資機材を、その取得年度の翌年度から起算して 5 年間（以下「制限期間」という。）において、当該事業以外の目的に使用及び管理者又は管理団体の変更をしてはならない。
- （4） 制限期間内に、やむを得ない事由により当該事業の目的以外の使用及び管理者又は管理団体の変更をしようとする場合は、あらかじめ局長の承認を受けなければならない。
- （5） 制限期間内に承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
- （6） 制限期間中は、当該事業の実施に係る書類等を整理保存しなくてはならない。

(廃止、中止又は取り下げ)

第9 事業主体は、第4第4項の規定による承認を受けた計画を廃止、中止又は取り下げ(以下「廃止等」という。)をしようとするときは、学校林等利活用促進事業(活動支援型)廃止等申請書(様式第8号)を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の規定による廃止等申請書の提出があったときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときは、部長に協議する。

3 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認めるときは局長に同意するものとする。

4 局長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対して承認するものとする。

5 局長は、前項の規定による承認をした事業において既に購入した資機材がある場合は、新たに手続きをおこなった上で他の学校に譲与するなど有効に活用するものとする。

(実績報告)

第10 事業主体は、譲与された資機材を活用し、あるいは派遣された指導者の指導を受けた学校林活動が完了したときは、学校林活動の状況、資機材の保管状況、指導者による指導状況の判る写真を付して学校林等利活用促進事業(活動支援事業)実績報告書(様式第9号)を局長に提出するものとする。

(調査)

第11 局長は、第10の規定による実績報告書の提出があったときは、次に掲げる事項について調査を実施する。

(1) 譲与した資機材の使用状況

(2) 譲与した資機材の保管状況

(3) 実施した学校林活動の内容

(4) その他計画書に記載のある事項

2 局長は、前項の調査を実施するときは、その職員を指定して行わせることができる。

3 局長は、第1項の調査を実施したときは学校林等利活用促進事業(活動支援事業)調査報告書(様式第10号)を作成し、部長に報告するものとする。

4 前項に規定する書類の提出期限は、学校林活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業計画書の承認が行われた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

5 局長は、第1項に規定するとき以外に、必要に応じて制限期間内に事業主体の承諾を得たうえで調査を実施することができる。

ただし、当該調査はこの要領に規定する範囲において行うこととし、第1項から第

3項までの規定を準用する。

附則

この要領は、令和元年度の事業から適用する。